三重県農協電算対策会議 設置運営要領

Rev	改 廃 内 容	日付
1. 0	初版 平成6年10月~平成15年7月までの改正記述省略	1991. 04. 01
2. 0	常務から副社長へ変更	2008. 07. 30
3. 0	第4条(2)(4)の変更	2008. 10. 01
4. 0	委員の委嘱、委員長 社長→副社長	2008. 10. 30
5. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
6. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
7. 0	役員の兼職・兼業規制にかかる会議体名称の変更	2013. 04. 01
7. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30
8. 0	構成する委員、任期の見直しに伴う改正	2022. 07. 01

三重県農協電算対策会議設置運営要領

規程番号 0105-0000-01-要制定日 1991年 4月 1日 改正日 2022年 7月 1日

(目的)

第 1条 株式会社三重県農協情報センター(以下「センター」という)の事業運営機能に関し、その基本的な事項を協議検討することを目的とする。

(名称)

第 2条 この会は、三重県農協電算対策会議(以下「会議」という)と称する。

(構成)

- 第 3条 この会議は、次の組織から原則として常勤役員(相当職含む)1名の推薦を受け、社長が決定した委員をもって構成する。
 - (1) 県内農業協同組合
 - (2) 三重県農業協同組合中央会
 - (3) 三重県信用農業協同組合連合会
 - (4) 全国農業協同組合連合会 三重県本部
 - (5) 全国共済農業協同組合連合会 三重県本部

(任期)

第 4条 委員の任期は決定の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員の交替があったとき は他の委員の残任期間と同一とする。

(任務)

- 第 5条 この会議は次の実務事項について検討調整する。
 - (1) センターが受託する県域電算システム開発(管理・経済系、信用系除く)に関すること。
 - (2) 県域システム受託料金体系の制定・改廃に関すること。
 - (3) 県域システムの機器、ソフトの選定(基盤系)に関すること。
 - (4) その他重要なセンター事業運営に関すること。

(運営)

- 第 6条 この会議は次により運営する。
 - (1) 会議は議長1名をおき、議長は社長とする。
 - (2) 会議は必要に応じて議長が召集する。
 - (3) 委員は必要に応じて他の者を参加させることができる。

(事務局)

第 7条 この会議の事務局は総務部におく。